

第三者評価結果

事業所名：たまプラーザぽんた保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	a
<コメント> 園独自の保育理念、保育方針を資料、ホームページ等で紹介しています。入園説明会時に重要事項説明書とわかりやすい資料により保護者に説明しています。理念では、法人や保育所の使命、目指す方向、考え方を示して、見学者には園長が直接、丁寧に説明をしています。職員採用にはホームページを見て理解・納得してもらい面接につなげています。「たまプラーザ運営規定」を作成して運営方針を示し、職員に周知しています。会議や研修会での説明や話し合いで職員への周知徹底を行っています。保護者参加の運営委員会で理念や基本方針の周知状況を確認しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	a
<コメント> 法人代表と共に事業環境を把握・分析して小規模保育に特化しています。園を取り巻く経営環境を把握して、運営規定を作り、園の運営を行っています。住宅地である地域のニーズを把握して園児を受け入れ、乳児保育への期待に応えています。職員と法人代表との定期的な面談において、園を取り巻く環境と経営の状況を伝えています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	a
<コメント> 法人と園で事業環境を把握・分析して、小規模保育の必要性を認識しています。基本方針の一つに「小規模保育に特化」を明記して、保育に取り組んでいます。法人代表より職員に個別に経営環境を伝えています。園は経営課題を法人と共有し、必要に応じて系列保育園の園長や保育士である外部運営委員に相談して、改善に取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 「子どもの最善の利益を追求する」と中長期ビジョンを明確にし、一貫して取り組んでいます。子どもが自分の発達した姿を見せることで、子どもたちの自信や保護者への認識につながると考えて子どもを支援しています。子どもたちは行事等の意味を理解して楽しみ、目標達成の成果を感じられるようにしています。中長期の実施内容の評価はできていますが、計画書として具体的な施策や収支計画は作成していません。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 中・長期計画をもとにして、都度変わる課題を把握し、対策を講じています。園としての自己評価を毎年行い、職員で話し合い、課題を抽出して改善策を実施しています。改善した結果を評価して、PDCAサイクルを追及しています。それぞれの課題に対応していますが、事業計画書に数値目標を設け、成果の評価ができる計画としては明示していません。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 職員参加のもとに計画の策定と実施状況の把握や見直しを行っています。施策の進捗は、日々の話し合いで確認しており、職員に周知されています。年度中は職員会議などで実施状況を把握し、進捗状況を確認していますが、その手順は決められていません。年度末の運営委員会でも計画や進捗の確認を行っています。小規模で職員も限られており、日常的に打ち合わせを行いながら計画内容や進捗確認を職員と話し合っています。	
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント> 園全体で作成した自己評価を保護者に配布し、改善策と評価をお知らせしています。不審者対応については保護者から満足の意見も得られています。計画活動を知らせることにより、保護者アンケートで「安全対策に取り組んでいますか」について100%「はい」の回答を得ています。保護者への事業計画の周知は十分ではなく、その工夫が課題となっています。	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> PDCAサイクルを意識して、保育の質の向上に向けて園全体で取り組んでいます。毎年定期的に園全体の自己評価を行い、保育の質の向上に努めています。保育の評価や分析・検討する組織的体制はありません。自己評価には職員も加わり、保育の質を共有しています。年度末には、第三者委員、保護者代表も交えた運営会議で評価結果などを確認しています。第三者評価も受審しています。家族アンケートでは、保育の質にかかわる「子どもの心身の発達に役立っている」「子どもの気持ちを大切にしている」で100%「はい」を得ています。	
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 評価や監査で明確になった課題を職員で共有しています。少人数のため職員間で日々の保育の申し送りを行い、その中で課題や改善の確認を行っています。保育に直接かかわらない調理職員も含めて職員に資料を回覧・確認して共有しています。随時に改善策やその実施状況を確認していますが、計画的な改善計画策定とその見直しは行っていません。	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> 園長は自らホームページの内容作成に携わり、園の方針と取組を明確にしています。組織図で園長や職員毎の役割や分担を明確にしています。園長の責任を明らかにすることにより、職員は安心して保育に取り組んでいます。職務分掌は作成していません。誤りを指摘し合い職員全員で共有して対応しています。園長不在時の対応を明記していませんが、業務については「運営規定」で定め、組織図に担当を決めて対応しています。	

【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
---	---

<コメント>

園長は、法令等を理解しており、区役所や関係機関、取引事業者などと適正で良好な関係を保持しています。事務担当と園長による出納関係のチェックも行っています。園長は、法令遵守の研修には参加していませんが、幅広く情報を集め、職員会議などで不適切な事例をもとに話し合っています。園長は、職員に対して遵守すべき法令等の話をしていますが、職員周知の徹底に不十分との認識を持っています。

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
---	---

<コメント>

基本方針に「常に保育の質の向上を目指す」を明記し、園長は、リーダーシップを発揮して保育の質の向上に取り組んでいます。保育の質について、園全体の自己評価や運営会議などで評価しています。園長の指導力のもとに日常的に話し合いの機会を設け、改善策を検討しています。「子ども第一主義」の保育理念について、職員と話し合い、保育の質を確認しています。園長は自ら保育に入り、保育の質について確認し、職員が迷わずに保育を行えるように指導しています。

【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	---

<コメント>

園長は、事務職員とともに運営や業務効率に取り組んでいます。人事、労務、財務等については、法人代表に随時相談して分析・改善を行っています。職員には掃除、縫物、制作の担当を決めています。また環境整備や災害時の持ち物把握、避難経路の確認も行っています。少人数ながら、担当制を整えて園運営に取り組んでいます。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

<コメント>

園独自の保育理念「一致団結 (ONE TEAM)」、保育方針「子どもと職員の笑顔があふれる保育所」をホームページで紹介しています。職員採用にあたり、入職希望者にはホームページを見て納得してもらい採用面接につなげています。人材確保は法人代表の承認により、園長が実施しています。人材募集を行い、面接後に保育のヘルプに入ってもらっています。

【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
-------------------------------------	---

<コメント>

法人の理念にもとづき、「運営規定」に運営方針を明記して職員が取り組むべき姿勢を示していますが、期待する職員像が示されていません。法人の「就業規定」で人事基準を定めており、園での面談によって職員の要望に対応しています。職員面談によって職員と話し合い、把握した意見や評価等にもとづき、人事管理を実施しています。日常に保育について話し合うことや面談により、職員は園長と一緒に将来を考えることが出来るようにしていますが、キャリアパスを示すなどの制度は実施していません。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
---	---

<コメント>

職員個々の意向を理解して、園長と事務職員を中心に職場改善に取り組んでいます。事務職員が就業状況についてわかりやすい資料を作り、職員に伝えています。園長は面談を行い、職員から要望を聞いて働きやすい職場づくりに取り組んでいます。職員の休暇取得や時間外労働を把握しており、休憩時間はしっかり休憩が取れる環境を整えています。園長は職員の健康管理にも配慮し、いつでも相談に応じるように伝えており、相談があればすぐに対応しています。少人数の職員体制であり、全員とコミュニケーションを取り、常勤非常勤の職員状況や要望に応じて職場の改善に取り組んでいます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
--	---

<コメント>

園では職員一人ひとりと年2回の面談を行っています。定められた面談票を用い、職員と相談して目標設定を行い、中間評価と年度評価で目標管理を行っています。「期待する職員像」を明確に示せていないため目標水準や評価について、お互いの共通認識が課題となっています。目標の進捗や改善について、日々の保育の中で確認し相談しています。

【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	---

<コメント>

園では、期待する職員像を明記していませんが個別面談を実施して、職員一人ひとりの目標管理を行い、研修計画に反映しています。外部研修は「令和3年度職員資質向上研修・園外受講計画書」により、非常勤を含めた個人別に保育歴・資格に応じ、前年度受講をもとに必要研修を明確にしています。内部研修では「園内研修令和3年度予定表」を作成して、2~3ヶ月に1回の研修を予定しています。園内研修は、感染症対応や、食育、水遊びの危険性、虐待防止などについて、目的、内容、時期を示しています。研修の実績は計画書の実績欄に記入・管理して、評価を行い、次年度の計画の実績欄に反映しています。

【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--	---

<コメント>

園長は職員の経験や習熟度、専門資格の取得状況等を把握して研修につなげています。職員の保育歴に応じ、園長が保育に入りOJTを行い指導しています。園内研修に加え外部研修にも非常勤職員の受講を計画し実施しています。保育に関する自己評価についても非常勤職員も参画して実施しています。WEB研修を受講することにより、非常勤の職員も就業時間内に、また保育室とは別の場所で受講できるように配慮しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
--	---

<コメント>

0、1、2歳児の小規模保育園のため、教育実習の依頼が無い状況です。小学生の保育士体験を受け入れたことはあります。実習依頼がないこともあり、実習生の受け入れ体制の整備には至っていません。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

<コメント>

ホームページで、保育園の理念、基本方針や写真による具体的な保育の活動内容を公開しています。法人として系列保育園の第三者評価の受審を計画的に進めています。重要事項説明書に、苦情・要望等の窓口（受付担当者、解決責任者）や外部の第三者委員を明記して公表しています。苦情等を記録し、必要に応じて改善・対応の状況について公表しています。保護者に配る園だよりなど、理念や園の活動等を説明した印刷物等は特に地域へ向けての配布はしていません。

【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
---	---

<コメント>

横浜市への申請・報告も含めて、園における事務、経理、取引等は事務職員が園長と相談して行い、職員等に周知しています。事務処理ルールや職員の権限・責任を明確にしていますが、職員自己評価では認識されていません。年1回、定期的に、事務、経理、取引等について、法人による内部監査を実施しています。園を含めた法人全体の事業、財務について、外部による支援等を受けています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
<p>【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 行政や地域からの依頼で地域との関わりがありますが、その基本的な考え方などは文書化していません。保護者支援やサッカー、プール、コンサートなどの情報を、掲示や資料配布で保護者に知らせています。同じ建物内にある学習塾の児童との交流があります。地域の方への情報提供や地域の行事への参加などは園として行っていません。散歩でのあいさつや近くの公園で他園の子どもと交流をしています。子ども・保護者に応じて、地域における療育センターや子育て支援センター等を利用するよう支援しています。</p>	
<p>【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> ボランティア等への基本姿勢の明示や体制などは整備されていません。子どもたちの成長につながるボランティアは受け入れています。コロナ渦で中断しており、進め方を検討しています。2歳までの小規模保育園のため地域の学校教育への基本姿勢や協力は行っていません。園にゆかりのあるボランティア団体の子どもたちから、公園で2歳児が運動会で行うソーラン節を見せてもらい、子どもが教わっています。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
<p>【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	b
<p><コメント> 子どもにより保育を提供するために、警察、消防、区役所などの関係機関・団体の連絡先を明示しています。療育センター、児童相談所等と連携して、子ども・保護者の状況に対応しています。対応について職員会議等で説明し、職員間で情報の共有化を図っています。関係機関と定期的な連絡会等は行っていませんが、問題の解決に向けて協力できるようにしています。家庭での虐待等が疑われる子どもへの対応について、横浜市や児童相談所などの機関と連携を図っています。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
<p>【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b
<p><コメント> 横浜市の担当と連携を持ち、地域の福祉ニーズや課題等の把握に努めています。地域ニーズにより、外国籍の子どもや特別に配慮を要する子どもの状況を把握しています。地域ニーズを把握する定期的な会議はありませんが、地域の状況把握に努めています。地域で問題となっている待機児童問題解決として、基本方針に「小規模保育園に特化」を挙げています。卒園した保護者からの相談に応じていますが、地域住民に働きかけて保育の相談に応じる活動は行っていません。</p>	
<p>【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
<p><コメント> 地域からの要望に応じて、保護者の同意を得て、イベントに参加しています。地域での話し合いに参加して、防災や事故防止についてヒヤリハットを作成し、改善提案書を提出しています。他の事故事例をもとに、道路の舗装や車止めの設置を提案し、行政と調整しています。保育のノウハウを活かして、地域に貢献するなどの活動は今後の課題となっています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 「子ども第一主義」により子どもの意志を尊重し、日々の中で子どもの希望を確認しています。昼寝はパンツとおむつのどちらで寝たいかと子どもから希望を聞き、保護者の理解を得ています。全職員が周知できるようトイレ内に周知内容を貼付しています。園の理念に「子どもの最善の利益を第一目的とする」ことを明示して関係者に周知しています。計画に沿って研修していますが、基本的人権への配慮について勉強会・研修はなく、子どもを尊重することの評価方法は明確になっていません。</p>	
<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
<p><コメント> 法人による「個人情報保護規定」を定め、プライバシー保護を行い、情報漏洩に関する園内研修が計画されています。子どもの名前が見えないようマークを活用したり、0歳児のおむつ替えもトイレ内で行うなど排泄についてプライバシーに配慮された保育が行われています。あらかじめ入園時には保護者に子どもの写真掲載や作品に名前を入れるなどの承諾を得ています。</p>	
<p>(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>	
<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<p><コメント> 園のリーフレットやホームページには、保育理念「保護者様応援団」、一日の流れ、ハロウィンや運動会などの毎月のイベントなどの写真や図、イラストを使用した子どもにも見やすい内容となっています。コロナ禍で見学は玄関先ではあるものの、支度、トイレトレーニング、歯ブラシなど園での一日の活動がわかるようにアルバムを作成し工夫した対応がされています。変更や見直しがあった際はその都度紙面で提供しています。</p>	
<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント> 入園前の入園説明会で法人が定めている重要事項説明書を配布し、読み上げて十分な説明を行っています。特に重要な内容は赤字で示すなどの工夫をしています。保育内容の説明では活動ごとにアルバムを作成したものを使用し、言葉での説明だけでなく見てわかりやすいよう工夫されています。重要事項説明書に変更があった場合は、わかりやすいよう書面の変更箇所にマーカーで印をつけ、保護者へ配布・説明がされています。配慮が必要な保護者へは、説明に時間をかけ納得いただけるよう努めますがルールは明示されていません。</p>	
<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 保育園の利用が終了した後でも相談があれば在園中と同じように相談できるようにしており、実際に相談に応じています。相談窓口や担当者を記載した文書を保護者に渡してはなりません。保育園の変更時に特別な引き継ぎ書は設けていませんが、保護者同意のもと、他の園に子どもの資料を渡しています。個別指導計画や健康の記録を保護者に渡しています。</p>	
<p>(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>	
<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 日常の保育について、及び、園方針の理解を確認する機会として、保護者向けのアンケートを必ず年1回実施しています。それとは別に運動会などの行事後や卒園の際にもアンケートを実施しています。保護者の満足を把握するためのアンケートは行われていませんが、各種アンケートにより園の方針は理解され、保護者満足度につながっています。</p>	

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
--	---

【判断した理由・特記事項等】

「苦情解決規程」に苦情解決の仕組みや窓口などの体制が確立されています。重要事項説明書に相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者や第三者委員の名前を載せています。玄関入口に意見箱を設置し、保護者が苦情をだしやすい環境にして、意見等があった際には早期に面談を設定し、解決に向けて話し合っています。苦情内容と解決については、個人情報配慮して報告しています。苦情解決責任者は第三者委員へ苦情解決の結果を報告しています。

<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	a
--	---

<コメント>

保護者が口頭、電話、連絡帳や意見箱で相談や意見を述べることができる環境を整備しています。保護者から相談や意見を受け付けた際は、どの職員でもその場で回答できるように心がけています。その後、園長へ必ず報告を上げる体制が整備されています。場合によっては個別面談を設けることがあります。大きな行事後はアンケートを実施しています。職員が保護者からの意見や相談を第三者委員へ報告しています。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
---	---

<コメント>

保護者からの相談や意見に対し、受け付けた職員が回答できる体制が図られています。その場で回答ができなかった場合はきちんと伝え、一度園に持ち帰り、当日又は翌日には回答するよう心がけています。マニュアルは作成されていませんが、小規模保育園のため、日ごろから保護者と職員のコミュニケーションは取れています。利用者調査のアンケート結果では「相談したり、意見を言いやすい雰囲気です」という項目では「はい」と回答した利用者が100%となっています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	b
---	---

<コメント>

事故防止及び事故発生時対応マニュアル、救急対応マニュアル、熱性けいれん児対応マニュアル、横浜市事故対応フロー対応など、責任や手順が記載されており職員に周知されています。地域の近隣園や系列園で発生した事故事例がある度に情報を正確に収集し、園内研修に取り入れています。必要があると判断した場合、対応を手順にまとめて職員に周知しています。しかしリスクマネジメントの委員会はなく、事故防止策等の定期的な評価や見直しは行っていません。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	b
--	---

<コメント>

感染症予防・蔓延防止マニュアル、感染症対応マニュアル、嘔吐物処理マニュアル、新生活マニュアルが作成されており、職員に周知されています。感染症に罹った場合、重要事項説明書に『医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症』として感染しやすい期間や登園のめやすが明記されています。定期的な感染症予防や安全確保に関する勉強会は開かれていません。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	b
--	---

<コメント>

防災計画が整備されており、年1度、地域の消防署や警察に来園してもらって直接指導を受けています。避難訓練は毎月実施されており、保護者もメールや災害ダイヤルを使用した安否確認を練習しています。ヘルメットや防災頭巾は出入り口付近に設置されています。年1度見直しを実施している防災リュックには、大人2名と子ども5名の5日分の食料が入っており備蓄リストが作成されています。しかし備蓄を整備する管理者は決められていません。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	b
<p><コメント> 運営規程の運営方針に子どもの尊重や権利擁護についての記載はありますが、プライバシーについての記載がありません。重要事項説明書には園の設備や保育実施時の留意点、園児及び保護者の守秘義務や個人情報の取り扱いなどを記載しています。年間の園内・園外研修計画を作成しています。園の標準的な実施方法について、研修など職員への周知徹底するための仕組みは明記されていません。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	b
<p><コメント> 月1回、子どもの個別目標とクラス別目標を、前月の反省を課題として作成しており、全職員に周知しています。子どもの保育活動に新しい内容を導入する際は職員間で実施方法の検証を実施し、前年度に段階を踏んだ計画を立てています。内容をクラス別目標や個別指導計画に反映して実施していますが仕組みとして整えてはいません。職員一人ひとりの能力を引き出し、活かすように配慮していますがその仕組みは明示していません。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	b
<p><コメント> 指導計画ではクラス別の目標にもとづき個別指導計画を作成しています。アセスメントの手法は確立されていませんが、必要に応じて関係者に相談して実施しています。小規模園で担任制ではないため、全職員が指導計画の作成に携わっています。園児の保護者と個別面談を実施し、保護者の意向を反映した計画を作成しています。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	b
<p><コメント> 指導計画の見直し・評価に関する手順等の仕組みは整備されていませんが、毎月指導計画の見直しを実施しています。保育実施中の活動内容等は園長へ情報が集約されるシステムとなっていますが、報告ルート等は明示されていません。見直し・評価した結果を次の指導計画の作成に活かしています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	b
<p><コメント> 園が定めている統一した様式の個別指導計画、日誌や申し送りノートなどを活用し、園児の発達状況や生活状況等を職員間で把握しています。職員会議議事録や給食会議議事録、日誌等に個別指導計画やクラスごとの目標・計画にもとづいた活動を記録しています。情報共有を目的とした会議を随時に開催しています。</p>	
<p>【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	b
<p><コメント> 子どもに関する記録は「運営規程」の中で明記し、記録の保存期間を記載しています。重要事項説明書に守秘義務および個人情報の取り扱いに関する事項として、必要な情報の提供を行うことを記載しています。個人情報保護規定の罰則に対応方法を明記しています。職員に対し個人情報保護の園内研修を、令和3年度予定表に計画して実施しています。</p>	